

最近の正副会長会から

総括副会長 木下 實三

4月に就任以来、4ヵ月が経過し、任期の3分の1が終了しました。この間、40余の委員会の立上げ、定期総会の開催、近畿、東海両支部や東北・北海道、北陸、中国・四国、九州の各地区部会への出席、政治関連の各種会合への出席、知的財産戦略本部への対応などに追われ、超多忙な状態が続いていました。さすがに、8月の声を聞くと、年度初めに予定されている定例的な行事も一段落し、第156回通常国会の終了に伴う政治関連会議の減少とも相俟って、少しは、落ち着いて仕事ができるようになりました。これからは、実質的な会務活動が多くなると思います。

このような状況の下、最近、具体的には6月後半から8月初めの正副会長会の活動の主なものをご紹介します。

- (1) 6月20日、知的財産戦略本部から公表された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(案)」に対し、日本弁理士会は、特許迅速化法(仮称)の制定、知的財産高等裁判所の創設、いわゆる守秘特権、コンテンツの活用、大学・研究機関への弁理士の支援、知的財産専門職大学院などに関連して意見書を提出しました。
- (2) 7月1日の「弁理士の日」に関連し、6月28日、日本科学未来館にて「知的に遊ぼう！弁理士パーク」と題して各種イベントが開催されました。イベントには、下坂会長、峯副会長が出演されたトークライブや、クイズラリー、ソーラーカー試乗もあって、2,200名を越える多くの入場者がありました。関係した会員や事務局員の方々に、感謝致します。
- (3) 7月8日、知的財産戦略本部で「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が正式に決定されました。推進計画中の弁理士関連項目を洗い出すと共に、知的財産制度改革推進会議のご協力も得て、当該項目を検討して戴く委員会等を決定し、今後、具体的に検討戴く予定です。検討する委員会等は、知的財産制度改革推進会議、国際活動センター、特許委員会、著作権委員会を始め、10数委員会等に及びます。検討項目が極めて多い為、緊急度や重要度を勘案しながら優先順位を付けて検討戴くこととなります。

また、「推進計画」に対し、7月9日付で、日本弁理士会は、関係各位のご努力に敬意を表するとともに、推進計画の実現に全力で協力支援する旨の声明を出しました。

さらに、「推進計画」に関連し、重要政策課題に関する専門調査会が設置されますが、これらの専門調査会の委員として弁理士を採用戴くよう、強く希望しています。

- (4) 7月末、構造改革特区推進本部に申請のあった「弁理士を含む士業者について、労働派遣の対象に加えること」について検討しました。日本弁理士会では、士業の労働派遣は、国家資格者になじまないこと、弁理士業務は全国的に展開する業務であるため特区に適さないこと、業務の公正遂行を害すること、利益相反行為を引き起こしやすいことなどを論点として、検討しています。
- (5) 常議員会、総合政策検討委員会、例規改正準備委員会、例規委員会の一部メンバーによる「組織・役員制度検討WG」を発足させ、会員増に伴う会組織、役員制度などの検討をして戴いています。
- (6) この他、特許庁における弁理士活用WGと審査促進への協力や推進計画に関する会議を持つとともに、総務部企画班とも意見交換会を開催しております。